入札の公告

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成30年6月5日

一般社団法人 北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹千秋

- 1 入札に付する事項
 - (1) 契約の目的の名称及び数量 散水車 1台
 - (2) 契約の目的の仕様等 入札説明書(仕様書を含む)による
 - (3) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘 76-1 門別競馬場
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 北海道日高管内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - (2) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の決定を受けた者 又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の決定を受け た者については、更正手続開始の決定又は再生手続き開始を受けたこと及び破産法 (平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の決定を受けていないことが確 認できた者であること。
 - (4) 入札説明会に参加できること。
- 3 制限付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しよ うとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するか どうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 入札に参加を希望する者は、平成30年6月11日(月)午前10時 までに入札参加申込を行い、入札説明会に参加すること。
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければ ならない。
 - ウ 申請書類の提出先

 $\pm 055-0008$

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部 競走関連 G 電話番号 01456-2-3564

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部 競走関連 G

- 5 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 説明会場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 会議室
 - (2) 説明会日時 平成30年6月15日(金)10時
 - (3) 入札説明会不参加者の入札は認めない。
 - (4) 当日入札説明書(仕様書を含む)を配布する。
- 6 入札執行の場所及び日時
 - (1)入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 会議室
 - (2) 入札日時 平成30年6月18日(月)10時
 - (3) 開札場所 (1) に同じ
 - (4) 開札日時 (2) に同じ
- 7 入札保証金 免除する。
- 8 契約保証金
 - (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
 - (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第 167 条の 16、財務規則第 171 条 及び第 172 条の定めるところによる。
- 9 送付による入札の可否 認めない。
- 10 電子入札の可否 認めない。
- 11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で、かつ最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

- (1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(当該金額に端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者 は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を含 めた金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業 者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部 競走関連 G

イ 所在地 〒055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内電話番号 01456-2-2501

- (4) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (5) この入札は、落札者があるまで2回行い、落札者がない場合には、政令第167条の2 第1項8号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。 なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、平成30年6月5日付けで告示した一般競争入札(以下「入札」という。) に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約者
 - 一般社団法人 北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹千秋
- 2 入札に付する事項
 - (1) 契約の目的の名称及び数量 散水車 1台
 - (2) 契約の目的の仕様等 仕様書による
 - (3) 納入期限 平成31年3月29日(金)
 - (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘 76-1 門別競馬場
- 3 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 北海道日高管内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - (2) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の決定を受けた者 又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の決定を受け た者については、更正手続開始の決定又は再生手続き開始を受けたこと及び破産法 (平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の決定を受けていないことが確 認できた者であること。
 - (4)入札説明会に参加できること。
- 4 制限付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しよ うとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するか どうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 入札に参加を希望する者は、平成30年6月11日(月)午前10時 までに入札参加申込を行い、入札説明会に参加すること。
 - イ 申請の方法 別紙、一般競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先

 $\pm 055-0008$

沙流郡日高町富川駒丘 76-1 門別競馬場內 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部 競走関連 G 電話番号 01456-2-3564

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部 競走関連 G

- 6 入札執行の場所及び日時
 - (1)入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 会議室
 - (2) 入札日時 平成30年6月18日(月)10時
 - (3) 開札場所 (1) に同じ
 - (4) 開札日時 (2) に同じ
- 7 入札保証金 免除する。
- 8 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供すること。ただし、財務規則 171 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者はこの限りでない。

- 9 送付による入札の可否 認めない。
- 10 電子入札の可否 認めない。
- 11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で、かつ最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

- (1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(当該金額に端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者 は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を含 めた金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業 者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部 競走関連 G

イ 所在地 〒055-0008

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内電話番号 01456-2-2501

- (4) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (5) この入札は、落札者があるまで2回行い、落札者がない場合には、政令第167条の2 第1項8号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は公開する。
- (8) その他

この説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

競争入札心得

(総 則)

第1条 一般社団法人北海道軽種馬振興公社(以下「公社」という。)が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

- 第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者は除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率) てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。
- 3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機 関の確定日付けのある承諾書を提供してください。
- 4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社理事長(以下「理事長」という。)の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入 札)

- 第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。
- 2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便 等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

- 第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。
- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札 代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (3) 入札書に記名押印がない入札
 - (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
 - (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
 - (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。 また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

- 第 10 条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。 ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した 者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

- 第 11 条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した 者を落札者としない場合があります。
 - (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。
- (注)この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

(入札保証金等の返還)

- 第 12 条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、 落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。
- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保は すべて返還します。

(契約の締結)

第 13 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

- 第 14 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の 100 分の 5 に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

- 第 15 条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の 始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日) までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機 関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部 に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

- 第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を 行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

- 第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
- (1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
- (2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことは ありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、 又は契約を解除することがあります。

一般競争入札参加資格審查申請書

平成 年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹千秋様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職·氏名

(EII)

連絡先(趙绪·℡)

平成30年6月5日付けで入札告示のありました次の契約に係る競争入札参加資格について 審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべて の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 契約の名称
 散水車売買契約 一式
- 2 北海道日高管内の営業所等
- 3 入札説明会参加の有・無

- 注1 この申請書には、表面に申請者の住所・氏名を記載し、<u>簡易書留料金分の切手を貼付した</u>返信用封筒を併せて提出すること。
 - 2 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

物品売買契約書 (案)

一般社団法人北海道軽種馬振興公社(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、物品の売買について、次のとおり契約する。

(総 則)

- 第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、物品を買い入れるものとする。
 - (1) 件 名 散水車売買契約
 - (2) 物品の名称 散水車
 - (3) 規格別紙仕様書のとおり
 - (4) 数 量 1台
 - (5) 売買代金 金

円

(うち消費税及び地方消費税の額金

- 円)
- (6) 納入場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地1 門別競馬場内
- (7) 納入期限 平成31年3月29日

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、免除する。

(納入及び検査)

- 第3条 乙は、第1条第6号の納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日(以下「検査期間」という。)以内に 検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合 においては、前3項の規定を準用する。
- 5 第2項(前2項において準用する場合を含む。)の検査に要する費用は、乙の負担とする。

(中間検査等)

- 第4条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について乙に報告を求めることができる。
- 2 第3条第5項の規定は、中間検査に準用する。

(代金の支払)

第5条 甲は、物品の引渡しを受けた後、売買代金を、甲が乙から適法な支払請求書を受理した 日から30日(以下「約定期間」という。)以内に指定する口座等に支払うものとする。

(部分払)

- 第6条 乙は、第3条第4項の規定により物品を分納したときは、当該分納に係る物品の売買代金に相当する額の部分払を請求することができる。
- 2 前項の部分払については、第5条の規定を準用する。

(危険負担)

第7条 第3条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)の引渡しの前に 生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合 は、甲の負担とする。 (かし担保)

第8条 甲は、第3条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)の引渡しを受けた後1年以内に、当該物品について隠れたかしを発見した場合には、乙の負担において、これを乙に修補させ、又は代品と取り替えさせることができる。

(履行遅滞)

- 第9条 乙は、第1条第7号の納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由 を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならない。
- 2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数(第3条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となるときにあっては、当該合格しない物品の検査に甲が要した日数を除く。)に応じ、当該遅滞に係る売買代金につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。
- 3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.7 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。この場合において、甲が乙に対し口頭又は文書で売買代金を支払う旨の通知をした日の翌日以後の期間は、約定期間に算入しないものとする。
- 5 甲が、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合は、検査期間満了の日の翌日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(解 除)

- 第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を 解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害を請求することがで きない。
 - (1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の 条項に違反した場合又は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が 認めた場合
 - (2) 乙又はその代理人から契約解除の申出があった場合
- 2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、売買代金の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
- 第12条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
 - (1) 乙が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第13条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第13条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。

- (2) 乙が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第13条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は 納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされ た場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき (当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又は これらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は会計処理規程細則第29条第2項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)。
- (6) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(不正行為に伴う賠償金)

- 第13条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号及までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える 額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。
- 4 甲は、乙に対する支払金の債務(契約保証金の返還債務を含む。)があるときは、第1項及 び第2項の賠償金と相殺することができる。

(契約保証金の返還)

第14条 甲は、乙がこの契約を履行したとき又は甲が第12条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一 審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 甲 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹 千秋

散水車 仕様書

1. 概要

本車輌は門別競馬場内の走路、馬道、坂路など諸施設管理に使用する散水車(最大積載量8,000ℓ)で、次の諸元及び仕様に準拠した車輌の製造を行うものである。

2. 主要諸元

- (1) シャーシ GVW16t 340ps以上 前1軸 後1軸の車輌であること
- (2) 車輌寸法

長さ 7,500mm 程度 幅 2,500mm 程度 高さ 3,000mm 程度

(3) 重量

車輌重量 7,700kg 程度 乗車定員 2名 最大積載量 8,000ℓ 車輌総重量 16,000kg 以下

(4) 水タンク寸法

長さ 4,400mm 程度 幅 2,200mm 程度 高さ 1,500mm 程度

3. 散水装置

- (1) 圧力散水は PTO 式とする。 許容最大トルク 491Nm (50kgm) 以上
 - ○前方圧力散水は前方左右 2 ヶ所に設け、キャブ内の操作盤で上下左右首振り 調整が可能なこと。
 - ○後方圧力散水は後方2ヶ所に設ける。キャブ内の操作盤で操作可能なこと。
- (2) 放水銃

タンク後方中部~下部に手動式放水銃を設ける。 扱いやすいよう工夫し散水口に支障が出ないようにすること

(3) 後方重力散水装置

車輌後方下部に重力散水弁を左右各 1 個と中央に 1 ヶ所合計 3 ヶ所設け各々単独操作可能なこと。キャブ内の操作盤にて操作する。

4. 水位計

タンクの運転席側外側に水位がわかるレベルゲージを設ける。 また、キャブ内でも水位が分かるメーターを取り付ける。

5. 塗 装

防錆下地塗装のあと、指定した色、デザインに塗装する。

6. 車輌登録

公道で走行できるよう車検その他車輌の登録をすること。

その他、詳細については別途打ち合わせを行うこととし、数値や仕様について問題が生じた場合は別途協議し同等のものであれば可とする。